

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「インターネットによる人権侵害(問い合わせ先)」についてお伝えします。



○人権侵害で困ったときは？

差別や虐待、パワーハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話(みんなの人権110番)があります。電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。相談は、法務局職員または人権擁護委員がお受けします。秘密は厳守されます。

みんなの人権110番

Tel 0570・003・110

また、法務局の窓口において、面接による相談も受け付けています。

受付時間

平日午前8時30分から

午後5時15分まで

最寄りの法務局

熊本地方法務局阿蘇大津支局

菊池郡大津町大字引水710・5

Tel 096(293)2272

○子どもの人権110番

そうだなしたい子どもへ

がっこうで「いじめ」をうけて、がっこうにいきたくない、おやからぎゃくたいされてる、でもせんせいやおやにはいえない…。だれにそうだなしていいかわからない…。

もしも、そんなくるしみをかかえていたら、ひとりでもなやまずに、ほうむきよくにおでんわください。

ほうむきよくのしょくいん、または、じんけんようごいいんが、みなさんのおはなしをきいて、どうしたらいいか、いっしょにかんがえます。

そうだなむりよう、そうだなないよのひみつは、まもられます。

子どもの人権110番

0120・007・110

(むりよう)



人権イメージキャラクター
人KEN定もる親・人KEN新給みちゃん

○子どもの人権110番とは？

「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、また被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合が少なくありません。

「子どもの人権110番」は、このような子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話であり、子どもだけでなく、大人もご利用可能です。

電話は、最寄りの法務局につながり、相談は、法務局職員または人権擁護委員がお受けします。相談は無料、秘密は厳守されます。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。

総務課 人権政策係